



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 16 日 (金)
第 8 9 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (141) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (142) (〃) 2
	清算法人大沢池土地改良区の清算人の就任 (143) (東部農林事務所) 2
	基本測量の終了 (144) (県土総務課) 2
	一般国道の区域の変更 (145) (道路企画課) 3
	県道の区域の変更 (146) (〃) 3
	一般国道の供用の開始 (147) (〃) 3
	県道の供用の開始 (148) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (149) (八頭県土整備事務所) 4
	開発行為に関する工事の完了 (150) (西部総合事務所生活環境局) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (151) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (6) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課) 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 5
	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局) 6

告 示

鳥取県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 あすなる会	鳥取湖南デイサ ービスセンター	鳥取市松原253ー 1	平成30年2月27 日	平成30年3月31 日	通所介護

鳥取県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社ウェ ルベェン	デイサービス家 族	鳥取市雲山612	平成30年2月16 日	平成30年3月20 日	介護予防通所 介護
社会福祉法人 あすなる会	鳥取湖南デイサ ービスセンター	鳥取市松原253ー 1	平成30年2月27 日	平成30年3月31 日	”

鳥取県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算人大沢池土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年3月16日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

就任した清算人の氏名及び住所

河 上 博 昭 鳥取市滝山81ー3

坂 本 匡 範 鳥取市滝山343

森 本 誠 鳥取市滝山341

松 本 勲 鳥取市滝山24ー5

平成30年2月28日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町

3 終了年月日 平成30年2月9日

鳥取県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町阿賀字平塚東226-1地先から同字229-1地先まで	変更前	11.9~14.5	90.0
		変更後	13.0~14.6	90.0
181号	西伯郡伯耆町吉定字茶屋ノ向804-1地先から同町吉定字客ノ下452-1地先まで	変更前	8.2~10.5	203.0
		変更後	10.4~31.2	207.0
431号	境港市新屋町3268-8地先から米子市和田町3688-14地先まで	変更前	17.1~41.3	3932.0
		変更後	22.7~81.8	3932.0

鳥取県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八 東線	八頭郡智頭町大字芦津字キレト39-3地先から同地先まで	変更前	6.2~15.5	3.0
		変更後	6.2~6.6	3.0
米子境港線	米子市花園町132-1地先から同市旗ヶ崎二丁目1-25地先まで	変更前	20.2~32.2	31.0
		変更後	20.3~32.8	31.0
淀江岸本線	米子市尾高字本池山下一1327-1地先から同市尾高字本池ノ二904-4地先まで	変更前	7.7~20.8	463.0
		変更後	9.9~28.4	463.0
米子港線	米子市花園町132-1地先から同市花園町131-1地先まで	変更前	18.0~18.0	15.0
		変更後	18.0~20.0	14.0
東福原樋口 線	米子市西福原六丁目926-2地先から同市西福原六丁目893-4地先まで	変更前	8.1~16.5	160.0
		変更後	8.1~23.0	160.0

鳥取県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町阿賀字平塚東226-1地先から同字229-1地先まで	平成30年3月16日
181号	西伯郡伯耆町吉定字茶屋ノ向804-1地先から同町吉定字客ノ下452-1地先まで	〃

鳥取県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子境港線	米子市花園町132-1地先から同市旗ヶ崎二丁目1-25地先まで	平成30年3月16日
米子港線	米子市花園町132-1地先から同市花園町131-1地先まで	〃

鳥取県告示第149号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年3月16日

鳥取県八頭県土整備事務所長 新 浩 薫

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年7月18日 鳥取県指令第201700084548号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町郡家字堤下
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市西町二丁目418
有限会社橋本商事 代表取締役 河上 安雄

鳥取県告示第150号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年3月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年2月7日 鳥取県指令第201700267264号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字五郎作灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市気高町八束水1235
濱田 裕一

鳥取県告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の

一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
源泉徴収漏れ額に係る源泉徴収金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課
課長補佐 平田 勇
- 3 委任期間
平成30年3月16日から同月30日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

平成30年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年3月23日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
(1) 選挙人名簿登録者総数について
(2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成30年3月16日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成30年3月17日（土） 午前9時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
(1) 教育委員会事務局局人事（課長級以上）について
(2) その他

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
八頭中央都市計画ごみ焼却場 1号八頭東部衛生施設組合立ごみ焼却場
- 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月16日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事務 所の所在 地	開発行 為を行 う土地 の所在 地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行 為の許 可年月 日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社呉島組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149－ 2	倉吉市 栗尾地 内	真砂土 の採取	8.2330ヘ クタール	8.1725ヘ クタール	5.0971ヘ クタール	平成30年 2月22日 から平成35 年2月21 日まで	平成30 年2月 22日